

議第103号

京都市青少年科学センター条例の一部を改正する条例の制定について

京都市青少年科学センター条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成31年 2月19日提出

京 都 市 長      門      川      大      作

京都市青少年科学センター条例の一部を改正する条例

京都市青少年科学センター条例の一部を次のように改正する。

別表一般の項中「510」を「520」に、「460」を「470」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成31年10月1日から施行する。

(適用区分)

2 この条例による改正後の京都市青少年科学センター条例の規定は、この条例の施行の日以後の京都市青少年科学センターの入場に係る入場料又はプラネタリウムの観覧に係るプラネタリウム観覧料について適用する。ただし、同日前に徴収したものについては、なお従前の例による。

提案理由

消費税法及び地方税法の一部改正に伴い、入場料及びプラネタリウム観覧料の適正化を図る必要があるので提案する。